

改正フロン法（フロン排出抑制法）について

フロン類の確実な回収や処理を目的とした「フロン回収・破壊法」が改正され、フロン類に係る全ての主体に対して取組を促す「**改正フロン法（フロン排出抑制法）**」として平成27年4月から施行されました。

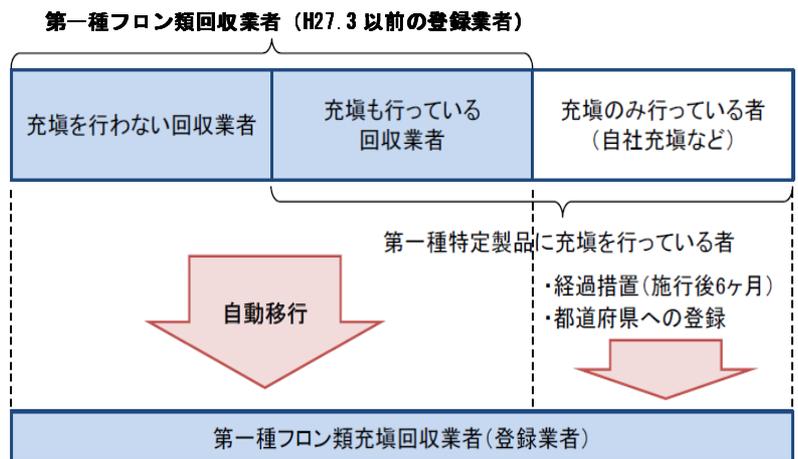
これに伴い、「第一種フロン類回収業者」は「第一種フロン類充填回収業者」に名称変更され、関係する規定等に変更・追加がありましたので、お知らせします。

★ 主な改正点

1 第一種フロン類充填回収業者の登録

充填についても、回収と同様に県知事の登録が必要となりました。これに伴い、「第一種フロン類回収業者」は「第一種フロン類充填回収業者」に名称変更されました。**（従来の「第一種フロン類回収業者」は、自動移行されています。）**なお、登録基準の変更はありません。

現在、第一種特定製品に充填のみを行っている者は、平成27年9月末（経過措置：法施行後6ヵ月以内）までに「第一種フロン類充填回収業者」の登録をする必要があります。



※ 充填回収業者の登録を受けずに充填を業として行った場合、改正法第103条により1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処されます。

2 「フロン類の充填に関する基準」が定められました

不適切な充填による漏えいの防止、整備不良の機器を放置したまま繰り返し充填されることによる漏えいの防止、異種冷媒の混入防止等の観点から、フロン類を充填する際に遵守しなければならない「フロン類の充填に関する基準」が定められました。

充填前	<p>(1) 充填に先立つ確認 充填を行う前に、第一種特定製品の管理者が保存する点検・整備に係る記録簿の確認、外観の目視検査及びその他簡易な方法により、冷媒の漏えい・故障等の有無や、これらに係る点検・修理の実施の有無を確認（充填前の確認）</p> <p>(2) 第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者への充填前の確認方法や結果等の通知 漏えいや故障等の状況に応じて、点検の実施や修理を行う必要性を管理者及び整備者に説明</p> <p>(3) 修理等を行うまでのフロン類の充填の禁止 フロン類の漏えい又は故障等を確認した場合は、やむを得ない場合※¹を除き、点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはならない※² ※¹ フロン類の漏えい箇所を特定し、又は修理を行うことが著しく困難な場所に当該フロン類の漏えいが生じている場合 ※² 環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に修理を行うことが確実なときは、(3)の確認前に1回限り充填を行うことができる。</p>
充填時	<p>(4) 冷媒の確認 充填しようとするフロン類の種類が、法第87条3号に基づき第一種特定製品に表示されたもの又は当該フロン類より地球温暖化係数（GWP）が低く、第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを製造業者等へ確認。充填されている冷媒と異なるものを充填しようとする場合は、あらかじめ第一種特定製品の管理者の承諾を得ること。</p> <p>(5) 充填中及び充填後の漏えい防止等 充填中及び過充填による使用中の漏えいが生じないように必要な措置を実施</p> <p>(6) フロン類の性状及び充填方法について、十分な知見を有する者が実施又は立会う</p>

3 第一種特定製品管理者の定期点検等の可能な十分な知見を有する者について

第一種特定製品の管理者は、専門点検（簡易点検により、漏えい又は故障等を確認した場合に、可能な限り速やかに実施することとされている。）及び定期点検（一定規模以上の機器の点検）については、「フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者」により実施し、点検内容を記録・保存することが求められることとなりました。

第一種充填回収業者は機器の点検などを行うことも多いことから、管理者から機器の定期点検等を委託される可能性があります。定期点検等を実施できる資格要件を満たしているかどうかを確認し、対応してください。

【専門点検及び定期点検の可能な十分な知見を有する者】

A 冷媒フロン取扱技術者

（（一社）日本冷凍空調設備工業連合会、（一財）日本冷媒・環境保全機構）

B 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

- ・ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士
- ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者

C 十分な実務経験有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

4 第一種特定製品の整備時における充填証明書及び回収証明書の交付の義務づけ

第一種特定製品の整備時にフロン類を充填・回収をした時は、充填証明書・回収証明書の発行が義務付けられ、機器にフロンを充填・回収した日から30日以内に交付する必要があります。

（証明書の法定様式はありません。記載事項を記入し、当該証明書とわかるよう作成・交付してください。）

【充填・回収証明書の記載事項】

- ① 充填・回収証明書の交付年月日
- ② 整備を発注した管理者（自らが充填回収業者である場合を含む。）の氏名又は名称及び住所
- ③ フロンを充填・回収した機器の所在（具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報）
- ④ フロンを充填・回収した機器が特定できる情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）
- ⑤ フロンを充填・回収した充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ⑥ フロンを充填・回収した年月日
- ⑦ 充填・回収したフロンの種類ごとの量及び冷媒番号別の区分ごとの量

5 記録簿の作成（回収記録と同様に、充填の記録も作成してください。）

充填回収業者は、充填量及び回収量等の記録を作成し、業務を行う事業所に5年間保存するとともに、管理者や整備者等から当該記録の閲覧申出があった場合にはこれに応じることとされています。

（記録簿の法定様式はありません。記録する必要がある事項を記録してください。）

【新たに加わった記録すべき事項】

- ① 整備時（機器の新規設置時を含む）においてフロン類を充填した年月日
- ② 充填に係る機器の種類及び台数
- ③ 充填したフロン類の種類ごとの量（再充填した量－回収量＝充填した量（純粋な充填量））
- ④ 再び機器に充填した量（回収した後に再び機器に冷媒として充填した量）
- ⑤ 初期設置時の充填量
- ⑥ 充填に係る整備を発注した管理者及び第一種特定製品整備者の氏名又は名称及び住所
- ⑦ 法第50条第1項ただし書きに基づき充填回収業者が自ら回収したフロン類の再生を行った年月日及びそのフロン類の種類ごとの量
- ⑧ 充填回収業者による簡易的な再生をしたフロン類を充填した年月日及び充填に係る管理者の氏名又は名称並びに充填したフロン類の種類ごとの量
- ⑨ フロン類を再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

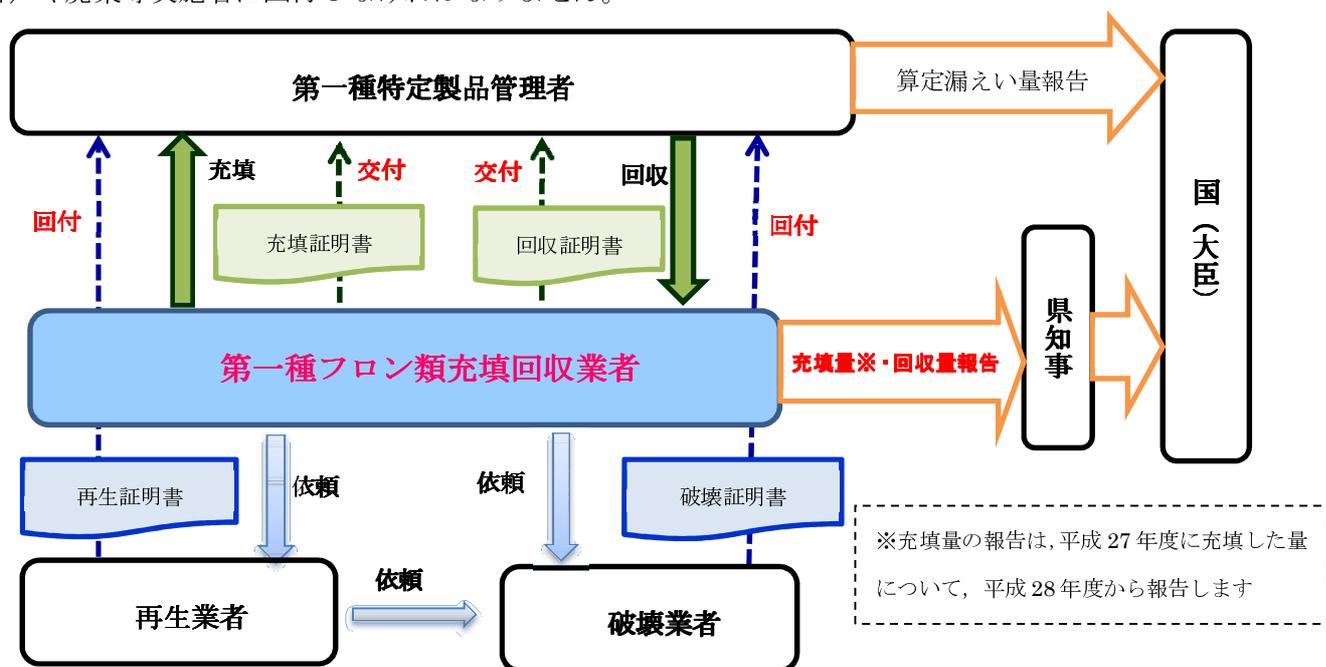
6 フロン類の引渡し先に、「再生業者」が追加されました

第一種フロン類充填回収業者の回収したフロンの引渡し先として、「再生業者」が追加されました。再生行為を業として行う者は、「第一種フロン類再生業者」として、国（経済産業大臣・環境大臣）の許可を得る必要があります。

7 再生証明書及び破壊証明書の回付の義務づけ

改正法においては、再生業者及び破壊業者は、充填回収業者から直接引き取ったフロン類の処理について、再生証明書又は破壊証明書の交付が義務づけられています。

これらの証明書を、第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備者（第一種特定製品の管理者）や廃棄等実施者に回付しなければなりません。



8 年度ごとの知事に対する報告（平成 28 年度からは、回収量に併せて充填量も報告。）

第一種フロン類充填回収業者は、毎年、年度終了後 45 日以内（5 月 15 日まで）に、前年度の状況について知事に報告をすることとなっています。

平成 28 年度からは充填量等の報告が新たに加わるため、平成 27 年度から整備時に充填量等についても記録簿を作成し、平成 28 年度からの充填量等の報告に備える必要があります。

詳細は、ホームページで御案内しています。
広島県 HP「エコひろしま」 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp>

改正フロン法のお問合せは？

広島県西部厚生環境事務所（大竹市・廿日市市）	☎0829-32-1181
広島県西部厚生環境事務所広島支所（広島市・安芸高田市・安芸郡・山県郡）	☎082-228-2111
広島県西部厚生環境事務所呉支所（呉市・江田島市）	☎0823-22-5400
広島県西部東厚生環境事務所（竹原市・東広島市・大崎上島町）	☎082-422-6911
広島県東部厚生環境事務所（三原市・尾道市・世羅町）	☎0848-25-2011
広島県東部厚生環境事務所福山支所（福山市・府中市・大崎上島町）	☎084-921-1311
広島県北部厚生環境事務所（三次市・庄原市）	☎0824-63-5181
広島県環境県民局環境保全課（県外事業者、法改正事項全般）	☎082-513-2917

